

債券取引振替決済口座管理規定

株式会社 足利銀行

（この規定の趣旨）

第1条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う債券に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当行に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

2 この規定に記載する振替機関とは、振替法の定めるところにより国債については日本銀行、一般債については株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）を指します。なお、一般債とは、当行が取り扱う債券のうち、国債以外のものをいい、一般債の範囲については、機構の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

（振替決済口座）

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、振替機関が定めるところにより、国債については種別および内訳区分、一般債については内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である債券の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の債券の記載または記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。

3 当行は、お客様が債券についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

（振替決済口座の開設）

第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当行に対し当行所定の申込書をご提出ください。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い、公的資料等にて取引時確認を行わせていただくことがあります。

2 当行は、お客様から申込書による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則および振替機関が講ずる必要な措置、日本銀行の国債振替決済業務規程ならびに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

4 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関連法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第16項に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令の定めがある場合に、お客様の共通番号を当行にお届けいただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

（契約期間等）

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

2 この契約は、お客様または当行から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

（当行への届出事項）

第5条 当行所定の申込書に記載された氏名または名称、住所、生年月日、共通番号、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名または名称、住所、生年月日、共通番号とします。

（振替の申請）

第6条 お客様は、振替決済口座に記載または記録されている債券について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
- ② 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他機構が定めるもの
- ③ 債券の償還期日または利子支払期日の2営業日前から前営業日までの範囲内において当行が定める期間に振替を行うもの
- ④ 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの

2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、当行所定の日までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書でご提出ください。

- ① 当該振替において減額および増額の記載または記録がされるべき債券銘柄および金額
- ② 国債については、お客様の振替決済口座において減額の記載または記録がされるべき種別および内訳区分、一般債については、お客様の振替決済口座において減額の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
- ③ 振替先口座およびその直近上位機関の名称
- ④ 振替先口座において、国債については、増額の記載または記録がされるべき種別および内訳区分、一般債については、お客様の振替決済口座において増額の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
- ⑤ 振替を行う日

3 前項第1号の金額は、国債についてはその最低額面金額の整数倍、一般債については各社債等の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。

4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

5 当行に債券の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに債券の振替の申請があったものとして取り扱います。

（他の口座管理機関への振替）

第7条 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当行は振替の申し出を受け付けられないことがあります。

2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替口座依頼書によりお申込みください。

（担保の設定）

第8条 お客様の債券について担保を設定される場合には、当行が認めたときのみ行うものとし、この場合、振替機関が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

（みなし抹消申請および抹消申請の委任）

第9条 振替決済口座に記載または記録されている債券が償還される場合には、国債については振替法に基づく抹消の申請があったものとみなし、一般債についてはお客様から当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は、当該委任に基づき、お客様に代わって手続きをさせていただきます。

（処理が行えなかった場合の取扱い）

第10条 当行は、以下の事由により、当行でお申込内容の処理（以下本条において「取引」といいます。）が出来なかった場合には、当該取引のご依頼がなかったものとみなします。

- ① お客様がお支払をご指定した預金口座（以下「出金口座」といいます。）が解約されている場合
- ② 債券の募集、購入の取引にかかわる代金が出金口座から引落可能な金額を超える場合
- ③ 公的機関による差押命令があった場合等、正当な理由による支払差止により、当行が、出金口座からのお引落としを不適当と認めた場合
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、債券の募集、購入の取引が出来なかった場合

（指定預金口座の取扱い）

第11条 お客様が、債券取引のお申込みをされる場合には、債券取引にかかる利金・償還金・売却代金等をご入金する預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）をあらかじめご指定いただきます。なお、指定預金口座は当行本支店におけるお客様名義の普通預金口座または当座預金口座とします。

2 債券取引にかかる利金・償還金・売却代金等は、指定預金口座に入金します。

3 当行は、債券購入にかかわる申込内容が確定した場合には、当行所定の日時に、各種預金規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書を提出することなく、債券の購入代金を指定預金口座から引き落とすことができます。ただし、総合口座貸越の発生による取引はできません。

4 指定預金口座を変更するときは、当行所定の書面により届け出てください。

5 2020年1月5日以前に振替決済口座を開設し、「利金・償還金お受取口座」をご指定いただいているお客様については、「利金・償還金お受取口座」を「指定預金口座」と読み替えるとともに、第3項に定める債券購入代金の指定預金口座からの引き落としについてご同意いただいたものとして取扱います。

（元利金の代理受領等）

第12条 振替決済口座に記載または記録されている債券（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）について、償還金（繰上償還金および定時償還金を含みます。以下同じ。）および利金の支払いがあるときは、次のとおり取扱います。

- ① 国債については、日本銀行が代理して国庫から受領してから、当行がお客様に代わって日本銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当行からお客様にお支払します。
- ② 一般債については、支払代理人が発行者から受領してから、当行の上位機関が当行に代わってこれを受け取り、当行が当行の上位機関からお客様に代わってこれを受領し、お客様のご請求に応じて当行からお客様にお支払いします。

（連絡事項）

第13条 当行は、債券について、次の事項をお客様にご通知します。

- ① 最終償還期限
- ② 残高照合のための報告

2 前項第2号の残高照合のための報告は、債券の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。

3 当行が届出のあった氏名もしくは名称、住所にあてて通知を行いまはその他の送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

4 当行は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる場合を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の

規定により特定投資家とみなされる場合を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(届出事項の変更手続き)

第14条 氏名または名称、住所、債券取引振替決済口座管理規定第3条の4に規定する共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の手続きにより届け出てください。なお、お手続きの際は、指定預金口座のお届出印にて届け出てください。

2 前項により届出があった場合、当行はお客様に、共通番号を確認できる書類等および運転免許証、印鑑登録証明書、戸籍抄本、住民票の写し、その他の当行が必要と認める書類等を提出いただくことがあります。また、所定の手続きを完了した後でなければ債券の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3 第1項による変更後は、変更後の氏名または名称、住所、共通番号等をもって氏名または名称、住所、共通番号等とします。

4 当行は、届出のあった氏名または名称、住所あてに通知または送付書類等(電子メール等)を発送・送信した場合に、お客様が第1項に規定する届出を怠るなど、お客様の責めに帰すべき事由により、延着しもしくは到着しなかったとき、当行は、お客様に通知することなく、債券取引(債券の振替または抹消、契約の解除を含みますが、これらに限られません。)またはサービスの提供の一部または全部を停止または制限することができるものとします。

(当行の連帯保証義務)

第15条 振替機関または当行の上位機関が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- ① 債券の振替手続きを行った際、振替機関または当行の上位機関において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた債券の超過分(債券を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金および利金の支払いをする義務
- ② その他、振替機関または当行の上位機関において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(振替機関において取り扱う債券の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

第16条 当行は、振替機関において取り扱う債券のうち、当行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

2 当行は、当行における債券の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第17条 この口座は、第18条第1項第⑥号から⑧号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、同号の一つにでも該当する場合には、当行はこの口座の開設をお断りするものとします。

(解約等)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、お客様の債券を他の口座管理機関へお振替えください。第7条に定める振替を行えない場合は、当該債券を換金し、金銭によりお返しすることがあります。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- ① お客様から解約のお申し出があった場合
- ② お客様について相続の開始があり、当行が解約を申し出たとき
- ③ お客様がこの規定に違反し、当行が解約を申し出たとき
- ④ お客様の債券の残高が一定期間なく、当行が解約を申し出たとき
- ⑤ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- ⑥ お客様が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ⑦ お客様(または代理人、法人の場合には、当該法人の役員、執行役員等の重要な使用人を含む)が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ⑧ お客様(または代理人、法人の場合には、当該法人の役員、執行役員等の重要な使用人を含む)が自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他 A から D に準ずる行為

2 前項による債券の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、当行は、指定預金口座から、通帳、同払戻請求書によらず払戻しのうえ充当することができるものとします。

3 前二項の規定の適用により、お客様に損害が生じた場合にも当行は責任を負いません。また、当行に損害が生じたときには、お客様がその責を負うものとします。

（解約時の取扱い）

第 19 条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載または記録されている債券および金銭については、当行の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

（緊急措置）

第 20 条 法令の定めるところにより債券の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

（免責事項）

第 21 条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第 14 条第 1 項による届出の前に生じた損害
- ② 当行所定の書類等の署名および提示（記録）された本人確認書類と相当の注意をもって確認し、お客様によるものに相違ないものと認めて債券の振替または抹消、その他の取り扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 当行所定の書類等の署名および提示（記録）された本人確認書類がお客様のものと相違すると認められたため、債券の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、債券の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により債券の記録が滅失等した場合、または第 12 条による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 第 20 条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

（成年後見人等の届出）

第 22 条 家庭裁判所の審判により、お客様に補助、保佐または後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要事項を書面により届け出てください。お客様の成年後見人等について補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。

2 家庭裁判所の審判により、お客様に任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要事項を書面により届け出てください。

3 お客様がすでに補助、保佐もしくは後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも前二項と同様にお届けください。

4 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

5 前四項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

（機構非関与銘柄の振替の申請）

第 23 条 お客様の口座に記載または記録されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金および利金を取り扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。）について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当行に対し、その旨をお申し出ください。

（この規定の改定）

第 24 条 この規定は、法令の変更または監督官庁もしくは振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法により周知します。

附則

この規定は、債券保護預り規定兼振替決済口座管理規定（2016 年 7 月 1 日改正施行）、一般債振替決済口座管理規定（2016 年 7 月 1 日改正施行）を統合し、2020 年 1 月 6 日から施行する。

2020 年 7 月 13 日改定

2020 年 10 月 16 日改定

2023 年 10 月 31 日改定

2025 年 9 月 8 日改定

特定口座取引規定

株式会社 足利銀行

(規定の趣旨)

- 第1条 この規定は、お客様（個人のお客様に限ります。）が、租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の11の3第1項に規定される特定口座内保管上場株式等（特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされる上場株式等のうち、株式会社足利銀行（以下「当行」といいます。）が取り扱う国内非上場公募投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）ならびに個人のお客様が保有できる公共債（以下「公共債」といいます。）に限ります。）の譲渡等に係る所得計算等の特例の適用を受けるため、当行において開設する特定口座（同条第3項第1号に規定する特定口座をいいます。以下同じ。）に関する事項を定めるものです。
- 2 前項のほか、この規定は、お客様が法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるために当行に開設された特定口座（次条第4項に規定される特定口座源泉徴収選択届出書の提出により開設される「源泉徴収選択口座」に限ります。）における投資信託の収益分配金および公共債の利子の受領について、同条第4項第1号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にすることも併せて目的とします。
- 3 お客様と当行の間における取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの規定に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引規定」ならびに同規定第2条第1項各号に定める規定、および「債券取引振替決済口座管理規定」に従うものとします。

(特定口座開設届出書等の提出)

- 第2条 お客様は、特定口座の開設を申し込むに当たって、あらかじめ、当行に対し、当行所定の特定口座開設届出書を提出するものとします。その際、お客様は、租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類、および運転免許証、住民票、印鑑証明書等その他一定の確認書類を当行に提示し、氏名、生年月日、住所、個人番号等を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けるものとします。
- 2 当行に特定口座を開設する場合、お客様は、あらかじめ当行に投資信託振替決済口座または債券取引振替決済口座（以下、これらを総称して「振替決済口座」といいます。）を開設するものとします。
- 3 特定口座は、当行において、お客様1人につき1口座のみ開設することができます。
- 4 特定口座内の投資信託および公共債の譲渡による所得について源泉徴収を希望する場合、お客様は、その年最初の特定口座内の投資信託または公共債の譲渡の時までに、当行に特定口座源泉徴収選択届出書（法第37条の11の4第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。）を提出するものとします。また、特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以降は、お客様からその年最初の特定口座内の投資信託または公共債の譲渡の時までに、特に申し出がない限り、特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。なお、その年の最初の特定口座内の投資信託または公共債の譲渡の後には、当該年内に特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。
- 5 お客様が当行に対して、次条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出し、その年に交付を受ける投資信託の収益分配金または公共債の利子を第5条に規定する特定上場株式配当等勘定において受領する場合には、前項に規定されるその年の最初の特定口座内の投資信託または公共債の譲渡の前であっても、その年最初に当該投資信託の収益分配金または公共債の利子の支払いが確定した日以後、お客様は、その年における特定口座内の投資信託または公共債の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申し出をすることはできません。

(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)

- 第3条 お客様が、法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受ける場合、当行に特定口座を開設するとともに、同条第4項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出し、投資信託の収益分配金または公共債の利子の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第37条の11の6第2項および租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の10の13第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出するものとします。
- 2 お客様が、法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けることをやめる場合、投資信託の収益分配金または公共債の利子の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第37条の11の6第3項および施行令第25条の10の13第4項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出するものとします。ただし、お客様が特定口座廃止届出書（施行令第25条の10の7第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。）を提出する場合を除きます。

(特定保管勘定に係る振替口座簿への記載または記録)

- 第4条 特定口座内の投資信託または公共債の振替口座簿への記載または記録は、特定保管勘定（法第37条の11の3第3項第2号に定める特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされる投資信託または公共債について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

(特定上場株式配当等勘定における処理)

- 第5条 第3条第1項の規定により源泉徴収選択口座において交付を受ける投資信託の収益分配金または公共債の利子については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（法第37条の11の6第4項第2号に規定する投資信託の収益分配金または公共債の利子に関する記録を他の投資信託の収益分配金または公共債の利子に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理します。

(特定口座開設後の取引)

- 第6条 特定口座を開設したお客様が当行との間で行う投資信託または公共債の取引については、お客様から特に申し出がない限り、すべて

特定口座を通じて行うものとします。

- 2 前項にかかわらず、法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）を開設されているお客様（その年分の非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられているお客様に限ります。）については、国内非上場公募株式投資信託受益権（以下「株式投資信託」といいます。）の取引を当該非課税口座に設けられる非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択するものとします。

（所得金額の計算）

第7条 当行は、特定口座における投資信託または公共債の譲渡による所得金額の計算および源泉徴収選択口座内配当等に係る所得金額の計算については、法その他関係法令の定めに基づき行います。

（特定口座に受入れる投資信託または公共債の範囲）

第8条 当行は、お客様の特定保管勘定においては、次の各号に定める投資信託または公共債のみを受け入れます。

- ① お客様が第2条に定める特定口座開設届出書の提出後に、当行で募集の取扱いにより取得し、または当行より取得した投資信託または公共債で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの
- ② 当行以外の金融機関等が開設されているお客様の特定口座で管理されていた投資信託または公共債の全部もしくは一部を所定の方法により当行の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）することにより受け入れるもの（ただし、当行が取扱いしていない銘柄等を除きます。）
- ③ お客様が、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した投資信託または公共債で、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者（以下「被相続人等」といいます。）が開設していた特定口座で管理されていた投資信託、もしくは公共債、または被相続人等が当行に開設していた非課税口座で管理されていた株式投資信託、または被相続人等が開設していた特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載または記録がされていた投資信託もしくは公共債で、引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載または記録がされているものであって、所定の方法により当行の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されるもの
- ④ お客様が当行に開設されている特定口座で管理されている投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る投資信託の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの
- ⑤ お客様が、施行令第25条の10の5第2項の規定により開設された出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載または記録がされている投資信託または公共債で、お客様からの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受け入れるもの
- ⑥ お客様が当行に開設する非課税口座、または当行に開設する法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座で管理されていた株式投資信託で、所定の方法により、お客様が当行に開設される特定口座へ移管により受け入れるもの（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）

（源泉徴収選択口座で受領する投資信託の収益分配金または公共債の利子の範囲）

第9条 当行は、お客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第9条の3の2第1項に規定する投資信託の収益分配金または公共債の利子で同項の規定に基づき当行が所得税および住民税等を徴収するもの（当該源泉徴収選択口座が開設されている当行の本支店に係る振替口座簿に記載または記録がされている投資信託または公共債に係るものに限ります。）のみを受け入れます。

- 2 当行が支払いの取扱いをする前項の投資信託の収益分配金または公共債の利子のうち、当行が当該投資信託の収益分配金または公共債の利子をその支払いをする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

（譲渡の方法）

第10条 お客様は、特定保管勘定において記載または記録がされている投資信託または公共債の譲渡については、当行に対して譲渡する方法（買取請求）または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法（解約請求）により行うものとします。

- 2 前項にかかわらず、譲渡の申込日が当該銘柄のクローズド期間に該当する場合（本人死亡・天変地異・破産宣告・疾病その他やむを得ない事情があるとして当行が認めた場合を除きます。）には、譲渡できません。

（源泉徴収等）

第11条 お客様が特定口座源泉徴収選択届出書または源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出した場合、当行は、法、地方税法その他の関係法令の規定に基づき、所得税および住民税等の源泉徴収等・還付を行います。

- 2 源泉徴収等・還付は、指定預金口座からの引落し、入金により行います。指定預金口座からの引落しの際には当座勘定規定または普通預金規定・総合口座取引規定にかかわらず、小切手または普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書の提出は省略するものとします。

（特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知）

第12条 お客様が特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しを行った場合には、当行は、お客様に対し、施行令第25条の10の2第9項第1号の定めるところにより当該払出しの通知を書面により行います。

（上場株式等の移管）

第13条 当行の特定口座内の投資信託または公共債の利子の当行以外の金融機関等の特定口座への移管および当行以外の金融機関等の特

定口座内の投資信託または公共債の当行の特定口座への移管、ならびに第8条第5号および第6号の移管は、施行令の定めるところにより行います。

(相続または遺贈による特定口座への受入れ)

第14条 当行は、第8条第3号に規定する投資信託または公共債の受入れについては、施行令の定めるところにより行います。

(年間取引報告書の送付)

第15条 当行は、法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに、お客様に交付します。また、第17条の規定により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。

2 当行は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通をお客様に交付し、1通を所轄の税務署長に提出いたします。

3 前二項にかかわらず、お客様の特定口座において投資信託または公共債の譲渡または配当等の受入れがなかった年の特定口座年間取引報告書については、お客様からの請求がない場合には、当行はお客様に交付しないことができることとします。

(届出事項の変更)

第16条 特定口座開設届出書の提出後に、住所、名称、個人番号の変更があった場合は、直ちに当行所定の特定口座異動届出書（施行令第25条の10の4に規定されるものをいいます。以下同じ。）により、取扱店に届け出てください。変更手続きに当たって、お客様は、個人番号を確認できる書面等および運転免許証、住民票の写し、印鑑登録証明書その他の当行が定める書類を提示し、確認を受けるものとします。

2 特定口座を開設している当行の本支店の変更（移管）があった場合、お客様は、施行令第25条の10の4の規定により、遅滞なく特定口座異動届出書を当行に提出するものとします。

(特定口座の廃止)

第17条 投資信託総合取引規定第13条第1項もしくは第2項、債券取引振替決済口座管理規定第18条第1項に該当したとき、または次の各号のいずれかに該当したとき、特定口座は廃止されるものとします。

① お客様が、当行に対して特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した投資信託の収益分配金または公共債の利子で提出を受けた日において当行がお客様に対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限り、）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当行がお客様に対して当該投資信託の収益分配金または公共債の利子の交付をした日（2回以上にわたって当該投資信託の収益分配金または公共債の利子の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日）の翌日に提出されたものとみなします。

② 特定口座開設者死亡届出書（施行令第25条10の8に規定されるものをいいます。）の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき。

③ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。

④ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令の規定により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。

2 前項の規定に基づき特定口座が廃止されたときは、第3条の規定により源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出がされていたとしても、源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例は適用されません。

(免責事項)

第18条 お客様が第16条の変更手続きを怠ったことその他の当行の責めに帰すべきでない事由により特定口座に係る税法上の取扱い、この規定の変更等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

以 上

2020年 1月6日 現在